

○総務省令第五十六号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二十八条ただし書及び地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）第六条第三項の規定に基づき、地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月三十日

総務大臣 村上誠一郎

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(休業補償又は予後補償を行わない場合)</p> <p>第二十六条の三 法第二十八条ただし書及び令第六条第三項の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘留されている場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>〔二略〕</p>	<p>(休業補償又は予後補償を行わない場合)</p> <p>第二十六条の三 法第二十八条ただし書及び令第六条第三項の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘留されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>〔二 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和七年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下この項において「禁錮」という。）若しくは旧刑法第十六条に規定する拘留（以下この項において「旧拘留」という。）の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下この項において同じ。）に拘留されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対するこの省令による改正後の地方公務員災害補償法施行規則第二十六条の三第一号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘留されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘留されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみな

す。